



2017
新春お年玉企画
今年こそ会社法！

会社法の「フレームワーク」と「ツボ」 ☆ 参考問題

問題

行政書士試験 平成 28 年

問題 1 合名会社および合資会社（以下、本問において併せて「会社」という。）に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。なお、定款には別段の定めがないものとする。

ア 会社は、定款に資本金の額を記載し、これを登記する。

イ 会社がその財産をもってその債務を完済することができない場合、社員は、それぞれの責任の範囲で連帯して会社の債務を弁済する責任を負う。

ウ 会社の持分は、社員たる地位を細分化したものであり、均一化された割合的単位で示される。

エ 会社の社員は、会社に対し、既に出資として払込みまたは給付した金銭等の払戻しを請求することができる。

オ 会社の社員は、会社の業務を執行し、善良な管理者の注意をもって、その職務を行う義務を負う。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

解説

合名会社及び合資会社

正解 1

次のとおり、誤っているものの組合せは肢1であるから、正解は1となる。

ア 誤り

持分会社において、資本金の額は、定款記載事項とはならない（会社法576条参照）。また、合名会社及び合資会社において、資本金の額は、登記事項ともならない（会社法912条、913条参照）。

イ 正しい

社員は、当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合は、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う（会社法580条1項1号）。また、有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う（会社法580条2項）。

ウ 誤り

社員の地位が、細分化された割合的単位の形をとるのは、株式会社の株主である。これに対して、持分会社の社員は、それぞれ1個の持分を有し（持分単一主義）、その持分の大きさは、出資額に応じて異なる。

エ 正しい

社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻しを請求することができる（会社法624条1項本文）。

オ 正しい

社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行し（会社法590条1項）、業務を執行する社員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行う義務を負う（会社法593条1項）。

問題

司法試験 平成 18 年

問題 2 会社法が採用している次の 1 から 5 までの規律のうち、株主保護を目的とするものでないものはどれか。

- 1 定款には、事業目的を記載し、又は記録しなければならない。
- 2 取締役の会社に対する責任を免除するには、原則として総株主の同意を要する。
- 3 会社が種類株式を発行するには定款で株式の内容など一定の事項を定めることを要する
- 4 純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない。
- 5 取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を要する。

次のとおり、株主保護を目的とするものではないものは肢4であるから、正解は4となる。

1 株主保護を目的とする

株式会社の定款に、目的を記載し、または記録しなければならないのは（会社法27条1号）、株主が、株式会社がどのような目的を有しているのかを知ることができるようにすることによって、株主に予測可能性を付与するためである。したがって、株主保護を目的とするものである。

2 株主保護を目的とする

取締役の会社に対する責任を免除するには、原則として総株主の同意を要する（会社法424条）のは、責任免除によって、株主の利益が害されないようにするため、総株主の同意を要するとしたものである。したがって、株主保護を目的とするものである。

3 株主保護を目的とする

会社が種類株式を発行するには定款で株式の内容など一定の事項を定めることを要するのは（会社法108条1項、2項）、定款で明確に定めることによって、株主に予測可能性を付与するためである。したがって、株主保護を目的とするものである。

4 株主保護を目的としない

純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない（会社法458条）のは、会社債権者を保護するために、一種の剰余金に対する配当規制を設けたものである。したがって、株主保護を目的とするものではない。

5 株主保護を目的とする

取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を要する（会社法356条1項2号、365条1項）のは、株主の保護のために、取締役の利益相反取引について規制したものである。したがって、株主保護を目的とするものである。

問題

司法試験 平成 20 年

- 問題 3 株式会社の規律に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、会社債権者の保護を目的としないものはどれか。
- 1 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができないものとされている。
 - 2 株式会社は、一定の期間、計算書類を本店に備え置かなければならないものとされている。
 - 3 株式会社による自己の株式の取得は、一定の場合を除き、対価として交付する財産の帳簿価額が分配可能額を超えない範囲内でのみ、行うことができるものとされている。
 - 4 会社法上の公開会社は、第三者割当ての方法により特に有利な金額で募集株式を発行する場合、株主総会の特別決議によって募集事項を定めなければならないものとされている。
 - 5 会計監査人設置会社においては、計算書類は、会計監査人の監査を受けなければならないものとされている。

解説

会社債権者の保護

正解 4

次のとおり、会社債権者の保護を目的としないものは肢4であるから、正解は4となる。

1 会社債権者の保護を目的とする

株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができないものとされている（会社法458条）のは、会社債権者を保護するために、一種の剰余金に対する配当規制を設けたものである。したがって、会社債権者の保護を目的とするものである。

2 会社債権者の保護を目的とする

株式会社は、一定の期間、計算書類を本店に備え置かなければならないものとされている（会社法442条1項1号）のは、会社債権者を保護するために、株式会社の財務状況等を知ることができるようにしたものである。したがって、会社債権者の保護を目的とするものである。

3 会社債権者の保護を目的とする

株式会社による自己の株式の取得は、一定の場合を除き、対価として交付する財産の帳簿価額が分配可能額を超えない範囲内でのみ、行うことができるものとされている。（会社法461条1項）のは、会社債権者を保護するために、会社財産の維持を図ったものである。したがって、会社債権者の保護を目的とするものである。

4 会社債権者の保護を目的としない

会社法上の公開会社は、第三者割当ての方法により特に有利な金額で募集株式を発行する場合、株主総会の特別決議によって募集事項を定めなければならないものとされている（会社法201条1項、199条2項、3項）のは、既存株主の利益を保護するために、株主総会の特別決議を要求するものである。したがって、会社債権者の保護を目的とするものではない。

5 会社債権者の保護を目的とする

会計監査人設置会社においては、計算書類は、会計監査人の監査を受けなければならないものとされている（会社法436条2項1号）のは、会社債権者を保護するために、会社財産の健全性確保のための監査制度を採用したものである。したがって、会社債権者の保護を目的とするものである。

問題

行政書士試験 平成 25 年

問題 4 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）と取締役との間の取引等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、妥当でないものはいくつあるか。

ア 取締役が自己または第三者のために会社と取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない。

イ 取締役が会社から受ける報酬等の額、報酬等の具体的な算定方法または報酬等の具体的な内容については、定款に当該事項の定めがある場合を除き、会社の業務執行に係る事項として取締役会の決定で足り、株主総会の決議は要しない。

ウ 会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない。

エ 取締役が会社に対し、または会社が取締役に対して訴えを提起する場合には、監査役設置会社においては監査役が会社を代表し、監査役設置会社でない会社においては会計参与が会社を代表する。

オ 取締役が自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示して、取締役会の承認を受けなければならない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

利益相反取引等

正解 2

次のとおり、妥当でないものはイとエの2つであるから、正解は2となる。

ア 妥当である

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、取締役は、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法356条1項2号、365条）

イ 妥当でない

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益について、報酬等のうち額が確定しているものについては、その額、報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法、報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容については、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（会社法361条1項）。

ウ 妥当である

取締役は、株式会社が、取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法356条1項3号、365条）。

エ 妥当でない

監査役設置会社が取締役に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（会社法386条1項）。これに対して、監査役設置会社でない会社については、株式会社が取締役に対し、又は取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会は、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる（会社法353条、364条）。したがって、会計参与が会社を代表するとは限らない。

オ 妥当である

取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法356条1項）。

問題

行政書士試験 平成 22 年

- 問題 5 取締役会設置会社であって公開会社である株式会社の取締役会の権限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- 1 会社が企業提携のために、特定の第三者に対して、募集株式を時価発行する場合には、取締役会の決定で足りる。
 - 2 会社が資本金を増加するために、剰余金を減少させる場合には、取締役会の決定で足りる。
 - 3 会社が取締役のために、当該取締役の住宅ローンの保証人となる場合には、取締役会の決定を要する。
 - 4 会社が事業拡大のために、銀行から多額の融資を受ける場合には、取締役会の決定を要する。
 - 5 会社が事業の見直しのために、支店を統廃合する場合には、取締役会の決定を要する。

解説

取締役・取締役会①

正解 2

次のとおり、誤っているものは肢2であるから、正解は2となる。

1 正しい

募集事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない（会社法199条2項、201条1項）。

2 誤り

株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる（会社法450条1項）が、株主総会の決議によらなければならない（会社法450条2項）。

3 正しい

取締役は、株式会社が、取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法356条1項3号、365条）。本肢における会社が取締役のために、当該取締役の住宅ローンの保証人となる場合は、利益相反行為に該当するので、取締役会の決定を要する。

4 正しい

取締役会は、多額の借財の決定を、取締役に委任することができない（会社法362条4項2号）。

5 正しい

取締役会は、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定を、取締役に委任することができない（会社法362条4項4号）。

問題

行政書士試験 平成 20 年

問題 6 会社法上の公開会社であって取締役会設置会社の代表取締役の権限に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 取締役会は3ヶ月に1回以上招集しなければならないが、その招集権者を代表取締役とすることができる。

イ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備については、代表取締役が決定する。

ウ 代表取締役は、会社の業務に関する一切の裁判上の権限を有するため、取締役の義務違反により会社に損害が生じた場合に、当該取締役に対する責任追及のための訴訟を提起する。

エ 代表取締役は、取締役会決議に基づいて、代表権の一部を他の取締役に委譲することができる。

オ 取締役会は、法定事項や重要な業務執行について決定権限を有するが、それ以外については、代表取締役に、業務執行の決定を委任することができる。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

解説

取締役・取締役会②

正解 2

次のとおり、正しいものの組合せは肢2であるから、正解は2となる。

ア 正しい

取締役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない（会社法363条2項）。そのため、3ヶ月に1回以上の取締役会の招集及び開催が必要とされる。そして、取締役会は、各取締役が招集するが、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する（会社法366条1項）。

イ 誤り

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備を取締役に委任することができない（会社法362条4項6号）。

ウ 誤り

取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない（会社法327条2項本文）。そして、監査役設置会社が取締役に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（会社法386条1項1号）。

エ 誤り

代表取締役が、取締役会決議に基づいて、代表権の一部を他の取締役に委譲することができるというような規定は存在しない。

オ 正しい

取締役会は、法定事項や重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（会社法362条4項）。もっとも、同項における業務執行の決定以外であれば、取締役に委任することができる。

問題

行政書士試験 平成 27 年 改題

問題 7 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）であり、種類株式発行会社でない株式会社の単元株式に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる。
- 2 株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について残余財産の分配を受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができない。
- 3 単元未満株主は、定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる。
- 4 単元未満株主は、定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- 5 株式会社が単元株式数を減少し、または単元株式数についての定款の定めを廃止するときは、取締役会の決議によりこれを行うことができる。

解説

株式①

正解 3

次のとおり、誤っているものは肢3であるから、正解は3となる。

1 正しい

株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる（会社法188条1項）。

2 正しい

株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について残余財産の分配を受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができない（会社法189条2項5号）。

3 誤り

単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる（会社法192条1項）。定款にその旨の定めがあるときに限り、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができるわけではない。

4 正しい

株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して単元未満株式売渡請求（単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求すること）をすることができる旨を定款で定めることができる（会社法194条1項）。

5 正しい

株式会社は、466条の規定にかかわらず、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、定款を変更して単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。（会社法195条1項）。

問題

行政書士試験 平成 26 年 改題

- 問題 8 取締役会設置会社であり、種類株式発行会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）が行う株式の併合・分割等に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、定款に別段の定めはないものとする。
- 1 株式を併合するには、その都度、併合の割合および株式の併合がその効力を生ずる日を、株主総会の決議によって定めなければならない。
 - 2 株式を分割するには、その都度、株式の分割により増加する株式の総数の分割前の発効済株式の総数に対する割合および当該株式の分割に係る基準日ならびに株式の分割がその効力を生ずる日を、株主総会の決議によって定めなければならない。
 - 3 株式の無償割当てをするには、その都度、割り当てる株式の数およびその効力の生ずる日を、株主総会の決議によって定めなければならない。
 - 4 株式の分割によって定款所定の発行可能株式総数を超過することになる場合は、あらかじめ株主総会の決議により発行可能株式総数を変更するのでなければ、このような株式の分割をすることはできない。
 - 5 株券発行会社が株式の併合または分割をしようとするときは、いずれの場合であっても、併合または分割の効力が生ずる日までに、当該会社に対し当該株式に係る株券を提出しなければならない旨の公告を行い、併合または分割した株式に係る株券を新たに発行しなければならない。

解説

株式②

正解 1

次のとおり、正しいものは肢1であるから、正解は1となる。

1 正しい

株式併合は、株主の利益に重大な影響を与える。したがって、株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の特別決議によって、併合の割合および株式の併合がその効力を生ずる日を定めなければならない（会社法180条2項、309条2項4号）。

2 誤り

株式の分割は、既存株主の利益に実質的影響がない。したがって、株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議によって、株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日並びに株式の分割がその効力を生ずる日を定めなければならない（会社法183条2項1号、2号）。

3 誤り

株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議によって、割り当てる株式の数およびその効力の生ずる日を定めなければならない（会社法186条1項1号、2号、3項）。

4 誤り

株式会社は、株主総会の決議によらないで、効力発生日における発行可能株式総数をその日の前日の発行可能株式総数に分割の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる（会社法184条2項）。

5 誤り

株券発行会社が株式の併合をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該株式に係る株券を提出しなければならない旨を当該日の1箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない（会社法219条1項2号）。

問題

行政書士試験 平成 25 年

問題 9 取締役会設置会社が、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について当該会社の承認を要する旨を定める場合（以下、譲渡制限とはこの場合をいう。）に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 会社が譲渡制限をしようとするときは、株主総会の決議により定款を変更しなければならないが、この定款変更の決議は、通常の定款変更の場合の特別決議と同じく、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行われる。

イ 譲渡制限の定めのある株式を他人に譲り渡そうとする株主は、譲渡による株式の取得について承認をするか否かの決定をすることを会社に対して請求できるが、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない場合を除き、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならない。

ウ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得について承認をするか否かの決定をすることを請求された会社が、この請求の日から2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）以内に譲渡等の承認請求をした者に対して当該決定の内容について通知をしなかった場合は、当該会社と譲渡等の承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときを除き、承認の決定があったものとみなされる。

エ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社は、対象となる株式の全部または一部を買い取る者を指定することができ、この指定は定款に別段の定めがない限り、取締役会の決議によって行う。

オ 譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社が当該株式を買い取る場合は、対象となる株式を買い取る旨、および会社が買い取る株式の数について、取締役会の決議により決定する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

解説

株式③

正解 4

次のとおり、正しいものの組合せは肢4であるから、正解は4となる。

ア 誤り

株式会社は、全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定款で定めることができる（会社法107条1項1号、2項）。その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（特殊決議 会社法309条3項1号）。

イ 誤り

譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（会社法136条1項）。この請求は、単独で行うことができ、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならないわけではない。

ウ 正しい

株式会社が、株主からの譲渡承認請求または株式取得者からの共同譲渡承認請求の日から2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内に、譲渡等承認請求をした者に対し、当該決定の内容を通知しなかった場合、当該会社と譲渡等の承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときを除き、承認の決定があったものとみなされる（会社法145条1号）。

エ 正しい

株式会社は、譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした場合、対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定することができる（会社法140条4項）。この指定は、取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議によらなければならない（会社法140条5項）。

オ 誤り

株式会社は、譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした場合、対象株式を買い取る旨、会社が買い取る対象株式の数を定めなければならない（会社法140条1項）。この決定は、株主総会の特別決議により決定する（会社法140条2項、309条2項1号）

問題

司法試験 平成24年

問題10 株式会社の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 会社が資本金の額を減少する場合には、その会社の債権者は、その会社に対し、これについて異議を述べることができる。
- イ 資本金の額の減少の無効は、訴えをもってのみ主張することができる。
- ウ 会社が準備金の額を減少する場合において、その減少額の全部を資本金とするときは、その会社の債権者は、その会社に対し、準備金の額の減少について異議を述べることができない。
- エ 取締役会設置会社が剰余金の額を減少する場合において、その減少額の全部を準備金とするときは、取締役会の決議によって剰余金の額の減少をすることができる。
- オ 会社が剰余金の処分として任意積立金の積立てをする場合には、定時株主総会の決議によらなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

解説

計算

正解 5

次のとおり、誤っているものの組合せは肢5であるから、正解は5となる。

ア 正しい

株式会社が資本金又は準備金の額を減少する場合には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べるができる（会社法449条1項）。

イ 正しい

株式会社における資本金の額の減少の無効は、資本金の額の減少の効力が生じた日から6箇月以内に、訴えをもってのみ主張することができる（会社法828条1項5号）。

ウ 正しい

株式会社が資本金又は準備金の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べるができる（会社法449条1項本文）。したがって、減少する準備金の額の全部を資本金とする場合は除かれる。

エ 誤り

取締役会設置会社が剰余金の額を減少する場合において、その減少額の全部を準備金とするときは、株主総会の普通決議によって剰余金の額の減少をすることができる（会社法451条1項、2項、309条1項）。

オ 誤り

株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分（前目に定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。）をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない（会社法452条）。この株主総会の決議は、定時株主総会の決議に限られない。

問題

行政書士試験 平成 28 年

問題 11 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも監査役を設置することができない。
- 2 監査等委員会設置会社は、定款で定めた場合には、指名委員会または報酬委員会のいずれかまたは双方を設置しないことができる。
- 3 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも取締役会設置会社である。
- 4 監査等委員会設置会社を代表する機関は代表取締役であるが、指名委員会等設置会社を代表する機関は代表執行役である。
- 5 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも会計監査人を設置しなければならない。

解説

監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社

正解 2

次のとおり、誤っているものは肢2であるから、正解は2となる。

1 正しい

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（会社法327条4項）。

2 誤り

指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を置かなければならない（会社法400条1項）。また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員会を置かなければならない（会社法399条の2第1項）。したがって、監査等委員会設置会社においては、指名委員会または報酬委員会を置くことはできない。

3 正しい

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、取締役会を置かなければならない（会社法327条1項3号・4号）。

4 正しい

監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない（会社法399条の13第3項）。指名委員会等設置会社の取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない（会社法420条1項）。

5 正しい

監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも会計監査人を設置しなければならない（会社法327条5項）。

問題

行政書士試験 平成 24 年

問題12 公開会社ではない取締役会設置会社であって、監査役設置会社ではない会社の株主の権利に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、取締役に対して、株主総会の目的である事項および招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- 2 取締役が法令または定款に違反する行為をするおそれがある場合で、当該行為によって会社に著しい損害が生じるおそれがあるときには、株主は、当該取締役に対して、当該行為の差止めを請求することができる。
- 3 取締役が法令または定款に違反する行為をするおそれがあると認めるときには、株主は、取締役に対して、取締役会の招集を請求することができる。
- 4 株主は、その権利を行使するために必要があるときには、会社の営業時間内は、いつでも取締役会議事録の閲覧を請求することができる。
- 5 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、その権利を行使するために必要があるときには、裁判所の許可を得て、会計帳簿の閲覧を請求することができる。

解説

株主の権利①

正解 5

次のとおり、誤っているものは肢5であるから、正解は5となる。

1 正しい

総株主の議決権の100の3以上の議決権を有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（会社法297条1項、2項）。

2 正しい

株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法360条1項、2項）。

3 正しい

取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる（会社法367条1項）。

4 正しい

株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、取締役会議事録の閲覧を請求することができる（会社法371条2項）。

5 誤り

総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式の100分の3以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、会計帳簿の閲覧を請求することができる（会社法433条1項）。したがって、会計帳簿の閲覧を請求するには、裁判所の許可は不要である。

問題

行政書士試験 平成22年 改題

問題13 取締役の法令違反行為につき、株主が行使しうる権利に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 監査役、監査等委員または監査委員が設置されている会社の株主は、取締役の任務懈怠を理由とする責任追及を行うために、当該会社に対して、営業時間内であれば、いつでも取締役会議事録の閲覧および謄写を請求することができる。
- 2 監査役、監査等委員または監査委員が設置されている株式会社の株主であって一定の数の株式を保有する株主は、当該会社の業務の執行に関し、法令に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときには、当該会社の業務および財産の状況を調査させるために、検査役の選任を監査役または監査委員に請求することができる。
- 3 監査役、監査等委員および監査委員が設置されていない株式会社の株主は、取締役の法令違反行為によって、当該会社に著しい損害が生じるおそれがあるときには、当該取締役に対して当該行為をやめることを請求することができる。
- 4 監査役、監査等委員および監査委員が設置されていない株式会社の株主は、取締役の行為に法令に違反する重大な事実があるときには、当該会社を代表して、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。
- 5 監査役、監査等委員および監査委員が設置されていない株式会社の株主であって一定の数の株式を保有する株主は、取締役が法令違反行為を継続して行っているときには、直ちに当該取締役を解任する訴えを提起することができる。

解説

株主の権利②

正解 3

次のとおり、正しいものは肢3であるから、正解は3となる。

1 誤り

監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の株主は、取締役の任務懈怠を理由とする責任追及を行うために、当該会社に対して、裁判所の許可を得て、取締役会議事録の閲覧および謄写を請求することができる（会社法371条3項）。

2 誤り

株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、次に掲げる株主は、当該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる（会社法358条1項）。したがって、検査役の選任の請求先は、監査役、監査等委員または監査委員ではなく裁判所である。

3 正しい

監査役、監査等委員および監査委員が設置されていない株式会社では、6箇月前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役にに対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法360条1項）。

4 誤り

株主は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、役員等の責任を追及する訴えの提起を請求することができる（会社法847条1項本文）。請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる（会社法847条3項）。このような手続を踏む必要があるから、直ちに責任追及等の訴えを提起することができるわけではない。

5 誤り

役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該役員を解任する旨の株主総会の決議がその効力を生じないときは、一定の数の株式を保有する株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる（会社法854条1項）。したがって、直ちに、解任請求をすることはできない。

問題

司法試験 平成 23 年

問題14 種類株式発行会社でない監査役会設置会社における株主の権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役が法令に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によって会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求することができる。

イ 株主が監査役会議事録の閲覧を請求するためには、裁判所の許可を得なければならない。

ウ 株主は、他の株主が提起した株主代表訴訟には、共同訴訟人として参加することができない。

エ 取締役の職務の執行に関し不正の行為があった場合には、会社法所定の要件を満たす株主は、その取締役を解任する旨の議案が株主総会において否決されたかどうかを問わず、その取締役の解任の訴えを提起することができる。

オ 株主総会においてある議案について賛成の議決権を行使した株主は、その議案に係る決議の方法が定款に違反する場合でも、決議取消しの訴えを提起することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

解説

株主の権利③

正解 1

次のとおり、正しいものの組合せは肢1であるから、正解は1となる。

ア 正しい

6箇月前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法360条1項、3項）。

イ 正しい

監査役会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、監査役会の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる（会社法394条2項）。

ウ 誤り

株主等又は株式会社等は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第847条の2第1項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りでない（会社法849条1項）。

エ 誤り

役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該役員を解任する旨の株主総会の決議が第323条の規定によりその効力を生じないときは、一定の株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる（会社法854条1項）。

オ 誤り

株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正な場合には、株主等は、株主総会等の決議の日から3箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる（会社法831条1項1号）。



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)